

防衛大学校の廃棄物の管理等に関する達を次のように定める。

平成7年4月11日

防衛大学校長 松本三郎

防衛大学校の廃棄物の管理等に関する達

改正 平成8年4月26日防衛大学校達第5号

平成10年11月12日防衛大学校達第7号

平成12年4月1日防衛大学校達第4号

平成17年3月31日防衛大学校達第5号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

平成30年3月30日防衛大学校達第4号

(目的)

**第1条** この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）における廃棄物の回収、分別、保管、運搬、再生及び処分（以下「管理等」という。）に関し、必要な事項を定め、大学校で発生する廃棄物の排出を抑制し、その管理等を適正に行い、環境汚染を未然に防止し、もって大学校及び周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この達において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するもののうち、別紙第1に掲げるものをいう。

(適用)

**第3条** この達は、大学校における廃棄物の発生から処分完了までの管理全般に適用する。

(遵守義務)

**第4条** 大学校の職員、本科学学生及び研究科学生は、廃棄物の処理に関する関係法令等を遵守するとともに、みだりに廃棄物を生じさせることなく、資源の再生利用に留意し、その減量に努めなければならない。

(廃棄物の管理責任者等)

**第5条** 廃棄物の管理等を適正に行うために、大学校に廃棄物統括責任者を置き、

総務部長をもつて充てる。

- 2 前項の廃棄物統括責任者の下に別表に掲げる廃棄物管理責任者等を置き、それぞれ同表に掲げる業務を行うものとする。

(廃棄物の処理)

**第6条** 廃棄物の処理は、一般廃棄物にあつては可燃物と不燃物に分け、それぞれ袋詰にして、指定の廃棄物容器へ棄却するものとする。

- 2 一般廃棄物で分別による資源回収に当てるものは、一般廃棄物管理責任者が指示するところにより行うものとする。
- 3 特別管理一般廃棄物にあつては産業廃棄物管理責任者の指示するところにより、適正な焼却又は処理業者に委託し、処理するものとする。
- 4 産業廃棄物のうち、別紙第2に掲げる有害物質を含む実験廃液にあつては、実験廃液処理施設において、また、実験排水にあつては、実験排水処理施設において、それぞれ廃棄物統括責任者が別に定める取扱要領に基づき適正に処理するものとし、その他の産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者等に委託し、処理するものとする。

#### 附 則

- 1 この達は、平成7年4月11日から施行する。
- 2 防衛大学校の実験廃液管理に関する達（昭和56年防衛大学校達第1号）は廃止する。

附 則（平成8年4月26日防衛大学校達第5号）

この達は、平成8年4月26日から施行する。

附 則（平成10年11月12日防衛大学校達第7号）

この達は、平成10年11月12日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

- 1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

## 別紙第 1 (第 2 条関係)

### 廃棄物の区分

廃棄物の種類は、その性状により以下のとおり区分する。

#### 1 一般廃棄物

##### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物以外の紙くず、梱包に使った木屑、ダンボール、茶殻、厨芥類等をいう。

##### (2) 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のものをいう。

種 類	説 明
P C B を使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたもの
ばいじん	一日当たりの処理能力が 5 t 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で補集されたばいじん
感染性一般廃棄物	医療施設から排出される、血液の付着したガーゼ等の感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物

#### 2 産業廃棄物

##### (1) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、特別管理産業廃棄物以外の大学校の業務に伴って生ずる次のものをいう。

種 類	主 要 例
ゴ ム く ず	天然ゴムくず
金 属 く ず	鉄くず、非鉄金属くず等
ガラス陶磁器くず	空ビン、レンガくず、陶磁器くず等

鋳 さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ等
建設 廃材	コンクリート破片、ブロック破片、アスファルト破片等
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及び、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類等の焼知施設の集塵施設（湿式、乾式を問わなし。）で集められたばいじん
汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、洗車汚泥、建設水汚泥等
廃油	廃潤滑油、廃切削油、タール、ピッチ、廃パラフィン等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃写真定着液等
廃アルカリ	廃か性ソーダ液、廃アンモニア液、廃写真現像液等
廃プラスチック類	ポリ塩化ビニールぐず、ポリエチレンぐず、ポリスチロールぐず、合成ゴムぐず、合成繊維ぐず、廃タイヤ、廃イオン交換樹脂等
燃え殻	燃料灰、焼却灰、炉掃出物等

(2) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のものをいう。

種類	主要例
廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸	水素イオン濃度指数 (ph) が2.0以下の廃酸
廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (ph) が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療施設から排出される、血液、使用済みの注射針等の、

		感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等・ PCB汚染物	廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック等
	廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
	そ の 他	政令で定められた施設から生じた水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレス又はその化合物

## 別紙第2（第6条関係）

### 有害物質を含む廃液

番号	廃液に含まれる有害物質
1	カドミウム及びその化合物
2	鉛及びその化合物
3	六価クロム化合物
4	砒素及びその化合物
5	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物
6	フェノール類
7	銅及びその化合物
8	亜鉛及びその化合物
9	鉄及びその化合物（溶解性）
10	マンガン及びその化合物（溶解性）
11	クロム及びその化合物
12	ふっ素化合物
13	ニッケル及びそれを含むもの
14	鉱油類
15	動植物油
16	トリクロロエチレン
17	テトラクロロエチレン
18	四塩化炭素
19	ジクロロメタン
20	ジクロロエタン
21	ベンゼン

注：シアン化合物、有機磷化合物、アルキル水銀化合物及びPCBを含んだ化合物については、実験廃液処理施設では処理できない。

## 別表

### 廃棄物管理責任者及びその業務

廃棄物管理責任者等名	職名等	所掌業務
廃棄物統括責任者	総務部長	大学校の廃棄物の管理等に関する業務を統括する。
一般廃棄物管理責任者	管理施設課長	大学校で発生する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の処理が適正に行われるよう業務を管理する。
一般廃棄物取扱責任者	一般廃棄物管理責任者が指名する者	発生した一般廃棄物の回収、保管及び運搬を適正に行うものとする。
産業廃棄物管理責任者	各学群長 各課長 総括首席指導教官 先端学術推進機構事務室長 総合情報図書館事務長	維持管理している施設から発生する産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の処理が適正に行われるよう業務を管理する。
産業廃棄物取扱責任者	産業廃棄物管理責任者の指名する者	発生した産業廃棄物の回収、保管及び運搬を適正に行うものとする。
実験廃液処理施設及び実験排水処理施設管理責任者	管理施設課長	大学校の実験廃液処理施設及び実験排水処理施設の管理運営が適正に行われるよう業務を管理する。
特別管理産業廃棄物管理責任者	環境対策専門官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学校で発生する特別管理産業廃棄物の処理が適正に行われるよう業務を管理するものとする。</li> <li>2 大学校に係る廃棄物の管理が適正に行われるよう必要に応じて指導助言を行うとともに、廃棄物の管理に関し、関係機関との連絡調整を行うものとする。</li> </ol>
特別管理産業廃棄物取扱責任者	各学群長（人文社会科学群長を除く。） 管理施設課長及び衛生課長が指名する者	発生する特別管理産業廃棄物の回収、保管及び運搬を適正に行うものとする。